

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人酪農学園
②設置大学名称	酪農学園大学
③担当部署	学園事務局総務課
④問合せ先	011-388-4111
⑤点検結果の確定日	2025 年 8 月 27 日
⑥点検結果の公表日	2025 年 9 月 19 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://gakuen.rakuno.org/information.html
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
なし	

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
原則 3－4	危機管理体制の確立について、学校法人酪農学園危機管理規程に基づき、危機が発生した場合は、対策本部を立ち上げて対応することとしており、加えて、酪農学園大学危機管理マニュアルにおいて各事象に応じた対応方法を定めている。 一方、事業継続計画については未策定であり、今後策定予定であるため、遵守状況に○を付していない。

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、大学の教育基本方針及び各学類の教育目的について、大学ホームページに掲載し、学生だけでなく広く社会に対して明示している。 ・建学の精神 https://www.rakuno.ac.jp/outline/spirit.html ・大学の教育基本方針 https://www.rakuno.ac.jp/outline/educationpolicy.html ・各学類の教育目的 https://www.rakuno.ac.jp/department.html
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」の３つのポリシーを定め、大学 HP、事業報告書、履修ガイドで公表している。 ・教育研究の目的 https://www.rakuno.ac.jp/outline/educationpolicy.html また、酪農学園大学学則（以下、学則）第１条の２で自己点検・評価実施を、酪農学園大学外部評価実施規程で外部評価実施を定めており、その結果を大学 HP で公表するとともに、その結果に基づき、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に努めている。 ・大学評価 https://www.rakuno.ac.jp/outline/evaluation.html
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学校法人酪農学園寄附行為施行規則（以下、寄附行為施行規則）第８条において、理事会から学長への委任事項を定め、また、酪農学園大学役職者に関する規程第１１条において、学長の職務を明確化している。 学長の補佐体制については、副学長、学群長等の役職者を置き、その職務は酪農学園大学副学長の任用に関する規程第２条、酪農学園大学役職者に関する規程第１２条～第１８条において定め、体制の構築をしている。 また、学則第７条において、教授会の設置及び審議事項を定め、学校教育法の規定に基づき定められた事項について、

	学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関として、明確に位置付けている。
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	大学の各種委員会で、教員役職者に加えて課長職以上の事務職員も構成員とし課題解決に向けて連携している。加えて、規程に捉われない幅広い内容を教職員が協議する場として大学執行部会議や企画運営会議を定期的を開催するなど、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努めている。
実施項目 1－1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	酪農学園大学教職員人材育成の目標・方針、酪農学園大学FD活動方針を定めると同時に、酪農学園大学FD活動実施計画（2024-2026年度）に沿って、教職員の資質向上に関する取り組みを実施している。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	ミッション、ビジョン、内外環境等の前提条件を踏まえ、2020～2025年度までの6年間を第1期とする中期計画を評議員会に諮問、理事会にて決定しえた。また、部局毎に「指標・数値目標」と6年間の収支計画を立て、実行している。 なお、現在、2026年度開始の第2期中期計画を策定中であり、その策定に当たっては、ステークホルダーを含む様々な意見を取り入れることができるよう、多様な教職員が参画するワーキンググループを組織し、議論を重ねている。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	期中及び年度末に中期計画の進捗状況を把握し、その結果を理事会と評議員会に報告した上で、学内においては情報政策局 HP に掲載し、学外においては事業報告書内に中期計画進捗状況として記載し、酪農学園 HP に掲載している。 また、計画の中間年（3年目）に当初計画との間に生じた乖離を修正すべく、理事会・評議員会での手続きを経て、計画の見直しを行っている。 ・開示情報 https://gakuen.rakuno.org/information.html

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える 人材の育成	建学の精神に基づき大学の教育基本方針を定め人材育成を行っている。また、社会人特別選抜試験の実施、学則第8節に基づく科目等履修生・研究生の受入など、社会の要請に応じた学びの機会を提供している。 ・建学の精神 https://www.rakuno.ac.jp/outline/spirit.html ・大学の教育基本方針 https://www.rakuno.ac.jp/outline/educationpolicy.html
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携 の推進	社会連携センターでは、本学の教育・研究活動で得られた成果を広く一般社会に還元・普及するとともに、自治体・企業との協定を締結することによって学生教育に係る質の向上、自治体・企業の発展や活性化に貢献する活動を展開している。また、公開講座を開講するなどして、地域における学びの場を提供・支援している。 ・社会連携センター https://exc.rakuno.ac.jp/ ・公開講座 https://exc.rakuno.ac.jp/regional/study.html

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する 体制の充実	酪農学園大学ハラスメント対策規程の前文において、性別、人種、国籍、宗教、年齢、性的指向、性自認、障がい等に基づく差別は許されず、全ての構成員が、健全なキャンパスを維持する責務を有することを宣言している。また、同規程第8条において、いかなる人権侵害も生じない良好な教育、研究及び職場環境の確保を大学の責務として定め、それを大学HPや学生生活の手引き等のガイドブックに掲載し、環境及び体制の整備・充実に努めている。 ・ハラスメント防止 https://www.rakuno.ac.jp/outline/harassment.html
実施項目 2－2 ②	説明
役員等への女性登 用の配慮	役員や評議員の選考に当たっては女性登用に配慮し、現在、理事1名（総数8名）、評議員5名（総数14名）の女性を登用している。特に、評議員は2025年6月改選により女性の構成比率が4.2%から35.7%と大きく上がった。なお、評議員選任における性別の配慮は学校法人酪農学園寄附行為（以下、寄附行為）第33条第5項にうたっている。 ・役員一覧 https://gakuen.rakuno.org/organization.html

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為第7条において、評議員会を理事選任機関として定め、学校法人酪農学園役員等、学長及び校長の選任等に関する規程（以下、役員等選任等規程）に基づき選任しており、選任は履歴書、資格適合等の関係書類を添付して行い、それを学内 HP に掲載するなど選任過程の透明性を確保している。 また、理事の責務を踏まえた人材を確保するために、寄附行為第9条において理事の資格及び構成を、役員等選任等規程第6条において理事の業務分掌を定めているが、それらに加え、理事選任機関である評議員会において理事選任基準を明確化したうえで理事を選任している。
実施項目 3－1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	寄附行為第14条及び寄附行為施行規則第3条において、理事会の権限及び業務決定権限を定め理事会の役割を明確化している。また、役員等選任等規程第6条において理事の業務分掌を定めるとともに、特に、理事のうち、理事長、学長、校長に関しては寄附行為施行規則第7条～第9条において業務決定権限委任事項を定め、理事の責務を明確化している。 運営面に関しては、寄附行為第14条、第15条、第20条において理事会の権限、職務等、決議について、寄附行為第38条において評議員会の職務等を定めるとともに、理事会と評議員会の決議が異なる場合については寄附行為第50条の2において理事・評議員協議会を開催できることを定め、相互牽制体制の確立をしている。併せて、学校法人酪農学園理事会等会議規程に基づき、理事会、評議員会の運営を行い、付議資料と議事録を学内 HP に公開することで運営の透明性を確保している。
実施項目 3－1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事・監事・評議員のWEBページを作成し、外部理事も学内教職員と同様の情報が共有できる環境を整えている。加えて、新任理事に対する学内見学ツアー実施、議決事項以外についての積極的な情報提供、必要に応じた役員懇談会の実施等により、学校法人の適正な運営に当たり必要とされる情報の提供に努めている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任に当たっては、寄附行為第 23 条において「監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止できる者」を選任することを、会計監査人については学校法人酪農学園会計監査人規程において、その基本姿勢や職務を定め、会計監査人の独立性を明記するとともに、両者ともに寄附行為第 23 条、第 51 条において評議員会の決議において選任する旨を定め、また、選任は履歴書、資格適合等の関係書類を添付して行い、それを学内 HP に掲載するなど選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事監査、会計監査人監査、内部監査を実施するための必要事項を学校法人酪農学園監事監査規程、学校法人酪農学園会計監査人規程、学校法人酪農学園内部監査規程において定め、また、連携体制等についても同様に各規程において定め、定期的に意見交換を行っている。 監事監査計画は理事会に報告し、監査の結果は寄附行為に基づく監査報告のほかに、詳細な監査の内容を記述した監査所見としてまとめ、理事会・評議員会に報告し、意見交換を行っている。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査ができるよう、学校法人酪農学園内部統制システム整備の基本方針の中に「監査環境の整備」に関する事項を定めるとともに、理事・監事・評議員の WEB ページを作成し、学内教職員と同様の情報が共有できる環境を整えている。また、新任監事に対する学内見学ツアーを実施するほか、学校法人を取り巻く環境、監査業務に係る職務の重要性の認識、専門性の向上等を目的とした文部科学省主催の学校法人監事研修会等の情報の提供に努めている。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為第 6 条、第 33 条において、評議員の定数、属性及び構成を定め、また、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して選任する旨を明記している。また、寄附行為第 33 条において評議員選任委員会を設置して評議員を選任する旨を定め、役員等選任等規程に基づき選任すること、選任後は理事会・評議員会に「選任に至る経過」を添付して選任

	報告することなどで選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	寄附行為第 37 条、第 38 条、第 42 条において、評議員会の招集、議決事項、職務、構成等を定め、評議員の責務を明確化している。また、評議員会への理事及び監事の出席による意見交換、理事会と評議員会の決議が異なる場合に開催する理事・評議員協議会の開催等により、建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。また、理事会の付議資料や議事録を学内 HP に掲載することで、評議員会諮問後の理事会議論についても透明性を確保している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	理事・監事・評議員の WEB ページを作成し、外部評議員も学内教職員と同様の情報が共有できる環境を整えている。加えて、新任評議員に対する学内見学ツアー実施、議決・諮問事項以外についての積極的な情報提供等により、学校法人の適正な運営に当たり必要とされる情報の提供に努めている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	学校法人酪農学園危機管理規程に基づき、危機が発生した場合は、対策本部を立ち上げて対応することとしている。加えて、酪農学園大学危機管理マニュアルにおいて各事象に応じた対応方法を定めている。一方、事業継続計画については未策定であるため、今後策定予定である。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	学校法人酪農学園内部統制システム整備の基本方針を定め、学校法人酪農学園コンプライアンス規程第 3 条において理事長をコンプライアンス推進の最高責任者として定めることにより、コンプライアンス遵守に組織的に取り組んでいる。また、同規程第 7 条及び学校法人酪農学園公益通報者保護及び対応に関する規程において、通報窓口の設置を含む公益通報体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	学校法人酪農学園情報公開・開示規程第 3 条において開示事項を定め、また、刊行物への掲載又はホームページ等を通じて広く社会に公開する旨を明記、理事長の方針もあって、情報公開を積極的に推進している。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	大学 HP において、受験生、在学生、卒業生、保護者等の各ステークホルダー毎のナビゲーションバーを設け、関連する情報を閲覧しやすい工夫をしている。また、教育研究活動に関わる情報として、キーワード検索が可能な教員・研究室一覧（研究シーズ）を大学 HP において公開し、産学官連携による社会貢献活動に貢献できるよう努めている。加えて、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が運営する大学ポータルートへ参加することで、特に受験生に向けて効果的に情報が発信できるよう努めている。 ・ 大学 HP https://www.rakuno.ac.jp/ ・ 教員・研究室一覧 https://www.rakuno.ac.jp/research/labo.html ・ 大学ポータルート（私学版） https://up-j.shigaku.go.jp/

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
なし	